

## コンセッションなどPPP/PFIについて

---

### ◆株式会社 日本政策投資銀行◆

|      |                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設立   | 2008年（平成20年）10月1日（旧日本開発銀行 1951年（昭和26年）設立）<br>（旧北海道東北開発公庫 1956年（昭和31年）設立）<br>（旧日本政策投資銀行 1999年（平成11年）設立） |
| 職員数  | 1,187名（2016年3月末）                                                                                       |
| 資本金  | 1兆4億2,400万円（全額政府出資）                                                                                    |
| 総資産額 | 15兆8,089億円（2016年3月末）                                                                                   |

### ◆スピーカー：橋本 守 ストラクチャードファイナンス部 次長◆

慶應義塾大学経済学部卒業。日本開発銀行（現（株）日本政策投資銀行）入行後、環境・エネルギー部、日本経済研究所（PFI・PPP担当）出向、北海道支店などを経て、平成20年3月、ストラクチャードファイナンスグループ調査役、課長を経て、現在に至る。現在は、コンセッション・インフラ案件、エネルギー案件等のストラクチャードファイナンス案件をマネジメント。（株）日本経済研究所出向時には、PFI・PPP案件の公共側・民間側のアドバイザー（空港PFI、公営企業PPP、複合施設PPP）等、数多くのコンサルタント業務を手掛け、各種アドバイザーからファイナンスのアドバイザー・アレンジメントに至るまで豊富なエグゼキューションの実績を有する。

#### 【各種委員】

- ・国土交通省/混合型公共施設等運営事業のあり方検討
- ・国土交通省/官民連携事業における株式・資産等の流動化に係る方策有識者検討会
- ・愛知県/民間事業者における有料道路事業の運営（コンセッション）に関する検討会 等

#### 【著書】

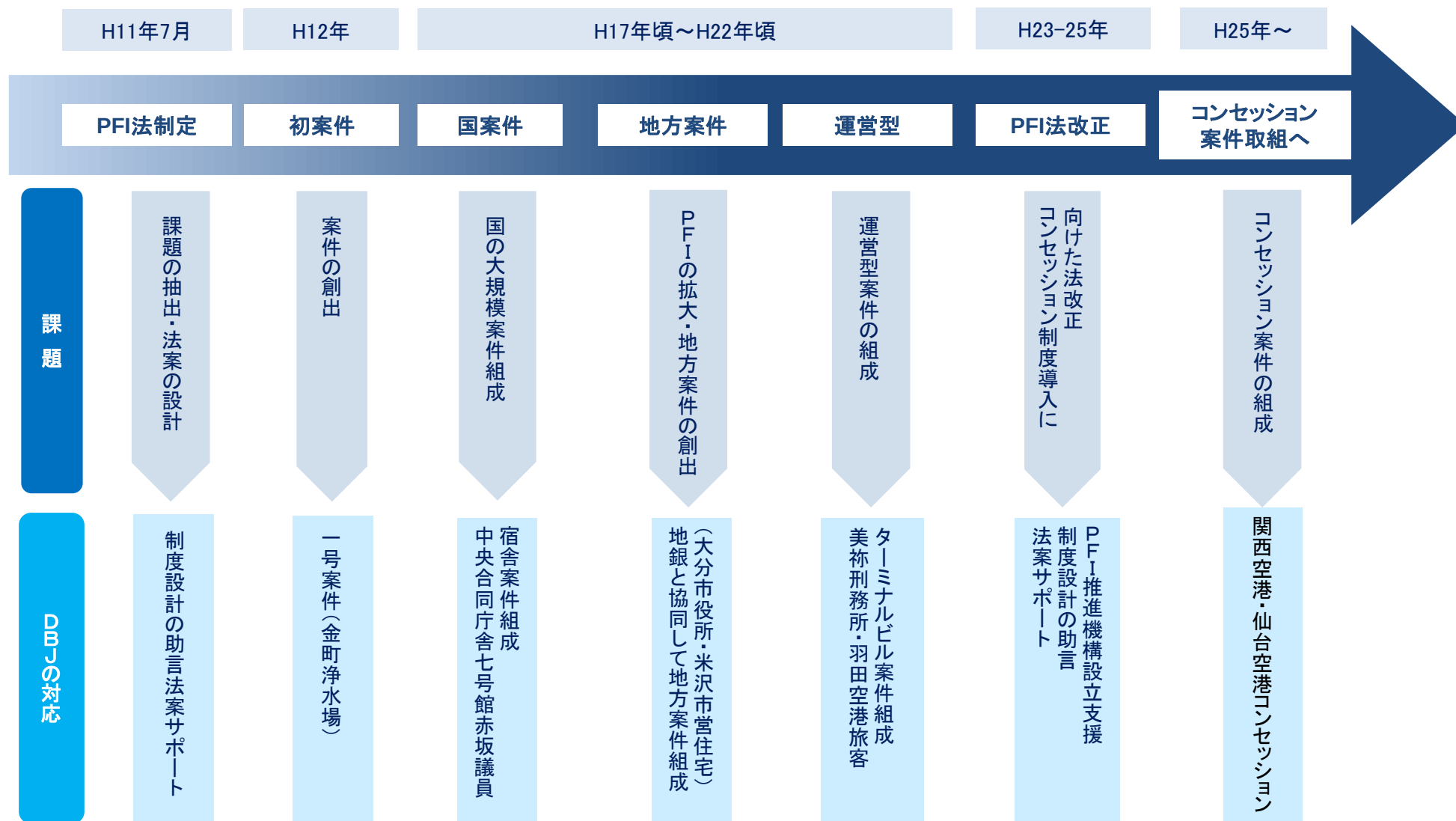
- ・改正PFI法解説（共著）（東洋経済 2011）
- ・プラットフォーム型インフラ整備におけるプロジェクトファイナンス（共著）（「金融財政事情」 2015） 等



## I. 我が国 P F I への変遷と対応

---

## 1. 我が国PFIへの変遷と対応





## Ⅱ. PPP/PFIについて

---

## 1. PPP/PFIについて

| 手法            |                        | 資金調達 | 設計/建設  | 施設所有(運営時)                   | 運営            | 財政負担    |
|---------------|------------------------|------|--------|-----------------------------|---------------|---------|
| 公設公営(一部業務委託)  |                        | 公    | 公      | 公                           | 公中心           | あり(全面的) |
| 公設民営          | 指定管理者等                 | 公    | 公      | 公                           | 民中心           | あり      |
|               | DBO(注1)                | 公    | 民      | 公                           | 民中心<br>(施設次第) | あり      |
| 民設公営          | 定期借地権活用型PPP<br>(床賃借等)  | 民    | 民      | 民                           | 公中心           | あり      |
| PFI<br>(民設民営) | 延払型・サービス購入型            | 民    | 民      | 【BTOのケース】(注2)<br>公          | 公中心           | あり(全面的) |
|               | 混合型・独立採算型              | 民    | 民      | 【BOTのケース】(注3)<br>民(→終了後 公へ) | 民による経営        | 混合型はあり  |
|               | コンセッション<br>(混合型・独立採算型) | 民    | 民      | 公<br>民は、公共施設等運営権を取得         | 民による経営        | 混合型はあり  |
| PPP           | BOT方式                  | 民    | 民      | 民(→終了後 公へ)                  | 民による経営        | なし      |
|               | 事業譲渡方式<br>(現物出資方式)     | 民    | 公からの譲渡 | 民                           | 民による経営        | なし      |

(注)

- 1.DBO(Design Build Operate)は、公共が起債や交付金等により資金調達を行い、施設の設計・建設・運営を民間に包括的に委託する方式
- 2.BTO(Build Transfer and Operate)は、民間が施設を設計・建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間が維持管理・運営を行う方式
- 3.BOT(Build Operate and Transfer)は、民間が施設を設計・建設し、維持管理・運営を行い、事業終了後に公共に施設所有権を移転する方式

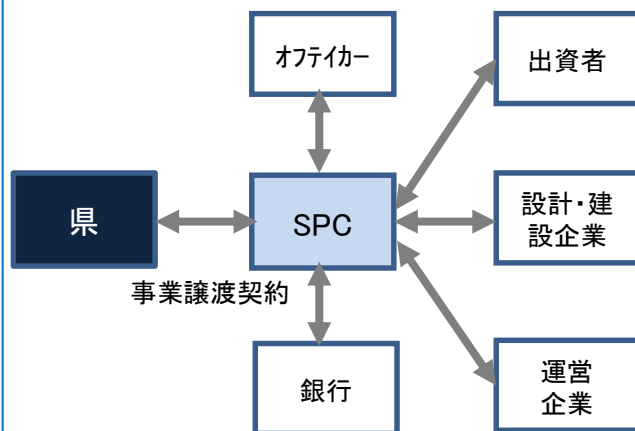
## 2. PPP導入スキーム例

- PPPは様々な方式があり、公共側のニーズや民間企業の参画意欲を踏まえて、“オリジナル”なPPPスキームを導入することが可能であり、コンセッション方式についても、様々なスキームを構築することが可能です。

### ①事業譲渡方式

民間企業が組成する特別目的会社（SPC）に事業を譲渡し、SPCが運営を行うもの

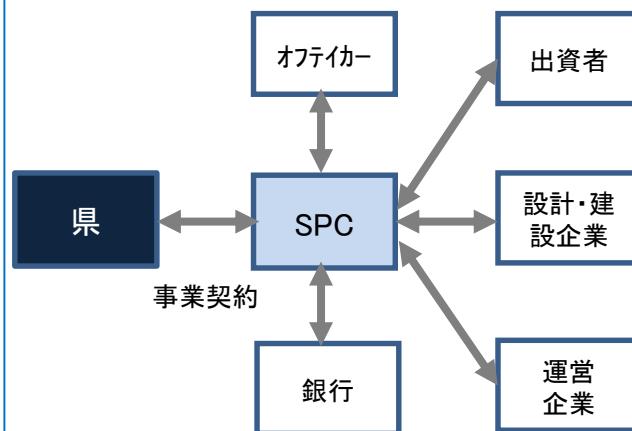
例）公営ガス民営化案件 等



### ②BOT方式（PFI“的”手法）

事業期間中、SPCが事業を所有・運営し、事業期間終了後は、公共に譲渡するもの

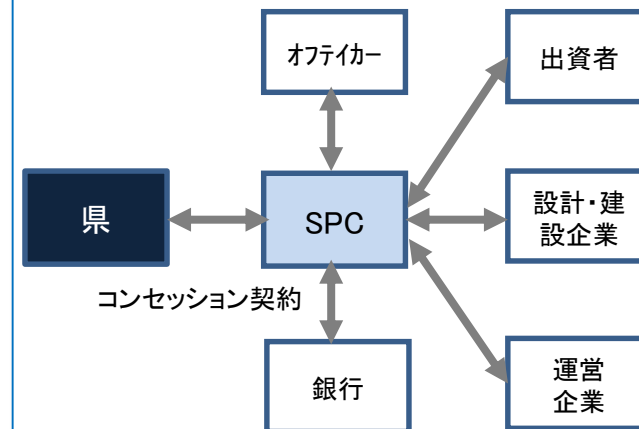
例）ゴミ処理・発電案件、浄水場常用発電案件 等



### ③公共施設等運営権（コンセッション）方式

事業期間中、公共が施設を所有、SPCが運営し、事業期間終了後は、別途選定したSPC又は公共が運営を行うもの

例）空港、道路 上下水道案件 等





### Ⅲ. DBJの水分野の取組について

---



## 最近の当行の水ビジネス(PFI等)に対する主な対応

### 厚生労働省:水道分野における官民連携推進会議(平成27年度 第1回、第3回)

- ・ 「水道事業におけるDBJの取組について」(地域企画部 担当部長 中村欣央)

### 産業競争力会議:フォローアップ分科会による「PPP/PFIに関する地方公共団体、民間企業等からのヒアリング」(H26/4)

- ・ 竹中民間議員(主査)、福田隆之(新日本監査法人)によるヒアリング(執行役員経営企画部長 地下誠二ほか)

### DBJ:「PPP/PFI大学校」開催(平成26年度～)

- ・ 全国の地方公共団体職員や地域金融機関を対象とした上下水道等のPPP/PFIに関する研修実施

### DBJ・地域金融機関・内閣府・PFI推進機構:「PPP/PFI推進セミナー」開催(平成24年度～)

- ・ 地域金融機関・内閣府・PFI推進機構と連携した上下水道等のPPP/PFIの推進にかかる情報発信を実施



#### IV. 水分野に関するPPP/PFIスキーム導入の可能性について

---

## 1. 水分野に関するPPP/PFIの課題

- 水分野に関するPPP/PFIの主な課題は次のとおりであるが、具体的なPPP/PFI導入の目的に応じて、課題の重要性が異なることから、個別具体的に課題を解決する手法を検討することが重要である。

### 課題①: 管渠リスク(瑕疵担保)

- ・ 民間がコントロールできないリスクであり、民間に一挙に負担させることは困難か

### 課題②: 原水・汚泥リスク(量・質)

- ・ 民間がコントロールできないリスクであり、民間にどこまで負担させるかは詳細な検討が必要か

### 課題③: 料金改定リスク

- ・ 民間がコントロールできないリスクも含まれうることから、民間にどこまで負担させるかは詳細な検討が必要か

## 2. 水分野に関するPPP/PFIの課題

### 課題④: 会計・税務上の“逆”加速度償却

- コンセッション方式特有の“逆”加速度償却により事業期間後半に償却負担が重く、特に、収入増が見込みにくい事業では要留意、契約解除のディスインセンティブにも  
(特に、減価償却費は、キャッシュアウトしない費用であることや節税効果があることに留意が必要)

### 課題⑤: 民間資金調達

- (運営権制度を導入する場合で、) 民間から資金調達をする場合には、適正な負債/資本比率に留意しながら、資本金額、資本構成を検討する必要あり

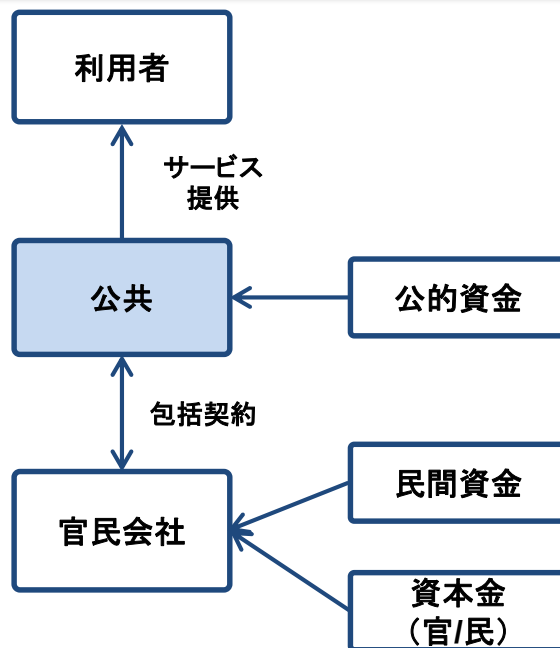
### 課題⑥: 事業継承リスク

- 民間がコントロールできない様々なリスクを、民間が一挙に負担することは困難であり、Case①: 段階的に民間にリスクを負担させるか(段階的PPP)、Case②: リスクを切り分けて民間に負担させるか(上下分離方式PPP)のいずれかの方向に進むべきかについて判断が必要か

### 3. 我が国の水ビジネスにおける最近の潮流と可能性

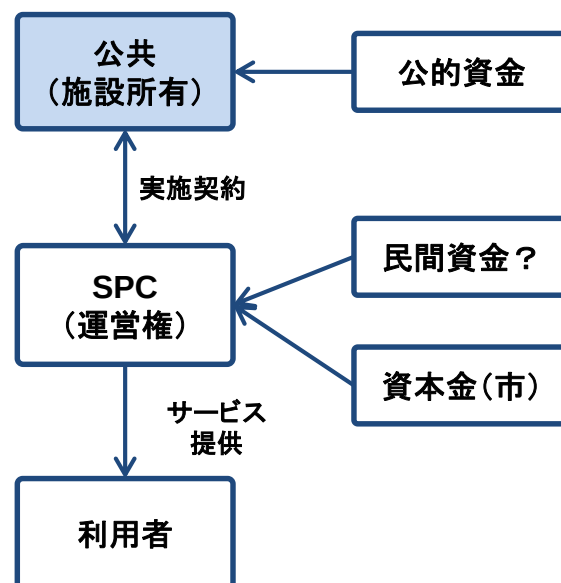
- コンセッション方式は様々なスキームがあり、公共側のニーズや民間企業の参画意欲を踏まえて、“オリジナル”なコンセッションスキームを導入することが可能です。

Case①: 包括委託方式



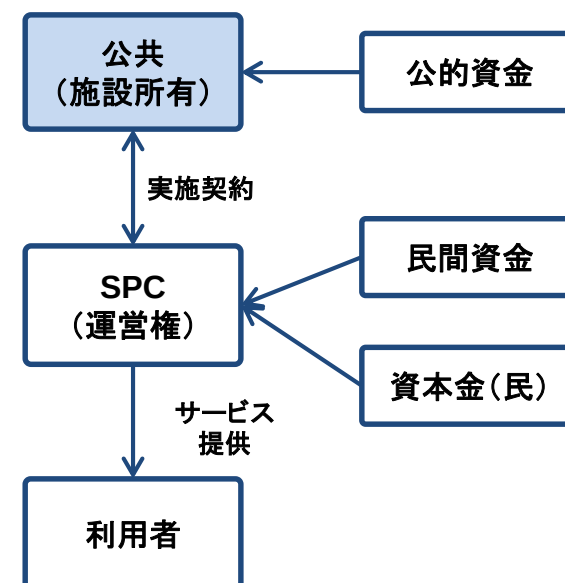
- 受託会社を組成し、公営企業から、包括委託をするもの
- 委託期間は、2～5年程度

Case②: コンセッション方式  
(市が100%出資→民間に一部売却)



- コンセッション方式により、公共が100%出資するSPCが事業者となり、一定期間後は株式を民間に売却し、併せて民間資金を活用するもの
- 事業期間は、[30]年程度

Case③: コンセッション方式  
(民間が100%出資)



- コンセッション方式により、民間が水道事業者となり、民間資金を活用するもの
- 事業期間は、[30]年程度

# お問い合わせ先

## <ストラクチャードファイナンス部>

課長        橋本 守  
Tel        : 03-3244-1867  
E-mail    : [mahashi@dbj.jp](mailto:mahashi@dbj.jp)

著作権(C) Development Bank of Japan Inc. 2016

当資料は、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)により作成されたものです。

当資料は、貴社及び当行間で検討／議論を行うことを目的に貴社限りの資料として作成されたものであり、特定の取引等を勧誘するものではなく、当行がその提案内容の実現性を保証するものではありません。

当資料に記載された内容は、現時点において一般に認識されている経済・社会等の情勢および当行が合理的と判断した一定の前提に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、ここに記載されている内容は、経営環境の変化等の事由により、予告なしに変更される可能性があります。

当資料のご利用並びに取り組みの最終決定に際しましては、貴社ご自身のご判断でなされますよう、また必要な場合には顧問弁護士、顧問会計士などにご相談の上でお取り扱い下さいますようお願い致します。

当行の承諾なしに、本資料(添付資料を含む)の全部または一部を引用または複製することを禁じます。